



正しい知識で安全作業を!

## 「保護具着用管理責任者教育」のご案内

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）により、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任が必要になりました。この保護具着用管理責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、労働衛生コンサルタントや第一種衛生管理者等のほか、厚生労働省通達で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を受講した方から選任しなければならないこととされています。

当協会では同通達に定めるカリキュラムに沿った「保護具着用管理責任者教育」講習を以下のとおり実施いたします。

<b>講習科目</b>	① 保護具着用管理 ② 保護具に関する知識 ③ 労働災害の防止に関する知識	④ 関係法令 ⑤ 保護具の使用方法等（実技）
<b>講習日時 講習会場</b>	【受付】午前8時40分～ 【オリエンテーション】午前9時～ 【講義】午前9時10分～	
	第1回	令和6年10月3日(木)
	第2回	令和7年2月20日(木)
	講習時間 9:00～16:40 【遅刻不可】	
<b>受講料金</b>	会員事業場	10,780円（受講料（税別）9,800円＋消費税＋テキスト代（税込）0円） * 受講料には実技で使用するマスク代も含む、テキスト代は協会が負担
	非会員事業場	12,100円（受講料（税別）9,800円＋消費税＋テキスト代（税込）1,320円） * 受講料には実技で使用するマスク代も含む
	* 会員事業場とは、群馬県内のいずれかの労働基準協会に加入している事業場のことです。 * 講習開始日の10日前までの申込取消は、受講料金を返金（振込の場合には手数料控除）致します。	
<b>申込方法</b>	<p>① お申込みの前に電話で予約し、「予約番号」をお取りください。</p> <p>② 予約番号取得後、早めに裏面の申込書をご提出ください。提出はご持参、郵送・FAXのほかネットからの申し込みもできます。講習日の10日前までに提出がない場合には、予約取消となります。</p> <p>③ 受講料金を下のいずれかの方法により、事前にお支払いください。郵送、銀行振込の場合には受講日の10日前までにお願います。</p> <p>【ご持参】当協会事務所に持参 【郵送】現金書留にてご郵送 【銀行振込】振込先：群馬銀行 高崎田町支店 普通1047986 一般社団法人高崎労働基準協会 * 振込手数料はお申込者にてご負担ください</p>	
<b>申込先 (お問合せ先)</b>	一般社団法人 高崎労働基準協会 〒370-0045 群馬県高崎市東町172-16 共済会館内 TEL 027-323-9847 FAX 027-327-9015 * 当協会にお越しの際は、行事等により留守の場合がありますので、電話にて確認の上お越しください。	
<b>募集人員</b>	66名	
<b>修了証</b>	講習の全科目・時間を受講された方に【修了証】を交付します。 * 遅刻等所定の講習時間に満たない場合には修了証は交付できません。	
<b>その他</b>	受講券、筆記具を持参してください。	

